

諮問庁：文部科学大臣

諮問日：平成29年7月19日（平成29年（行情）諮問第305号）

答申日：平成29年11月6日（平成29年度（行情）答申第292号）

事件名：特定の指針に基づき監督上の措置を受けた公益法人が提出した営利法人等への転換に向けた計画に関する書類等の不開示決定（不存在）に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「1998年12月の「公益法人等の指導監督などに関する関係閣僚会議幹事会」における「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（「運用指針」を含む。）に関する監督上の措置を受けた公益法人が文部科学（文部）（科学技術）大臣（平成13年省庁改革前を含む。）に提出した営利法人等への転換に向けての計画に関する書類・書面」（以下「本件対象文書」という。）につき、これを保有していないとして不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成29年2月27日付け28受文科振第1018号により文部科学大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った不開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。

（1）審査請求書

行政文書開示決定通知書における「不開示とした理由」として「本件開示請求に係る行政文書につき、これを保有していないことから不開示とします。」旨記載されている。

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、文部科学（文部）（科学技術）大臣傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。

（2）意見書

行政文書開示決定通知書における「不開示とした理由」として「本件

開示請求に係る行政文書につき、これを保有していないことから不開示とします。」旨記載されている。

しかし、上記不開示決定は不当である。まず、文部科学（文部）（科学技術）大臣傘下の公益法人において「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及びその具体的内容を明確にしていきたい。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求に係る対象文書について

本件に係る開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、請求に係る文書を作成しておらず、保有していないため、法9条2項の規定に基づき、不開示決定（原処分）を行ったところ、審査請求人から、「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」に基づいて営利法人に転換された公益法人の有無及び具体的内容を明確にし、処分の取消しを求める審査請求がなされたところである。

2 本件対象文書の特定について

審査請求人が示した「公益法人の営利法人等への転換に関する指針」（以下「指針」という。）には、公益法人が解散し、営利法人に転換する場合、従来の事業を株式会社に譲渡する場合などの際、所管省庁に必要な文書の提出が必要なが示されている。

指針に示されている案件のうち審査請求人はどの条件にあてはまる法人の文書が希望であるのか審査請求人に確認したところ、文部科学省の旧所管公益法人で、営利法人に転換した法人名及び具体的な内容が分かる文書の開示を求めるとの回答であった。審査請求人の回答を踏まえ調べたものの省内に該当する法人が存在しなかったことから不開示としたものである。

3 審査請求人の主張について

審査請求人は、営利法人が転換された公益法人の有無及び具体的内容を明確にするよう主張しているが、上記2で述べたとおり、本件請求文書に合致する文書は存在せず、不開示決定としたことは妥当であるものと考えらる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成29年7月19日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を収受
- ③ 同年8月23日 審査請求人から意見書を収受
- ④ 同年10月6日 審議
- ⑤ 同年11月1日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求について

本件開示請求は、本件対象文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これを保有していないとして不開示とする決定（原処分）を行った。

審査請求人は、原処分の取消しを求めているが、諮問庁は、原処分は妥当としていることから、以下、本件対象文書の保有の有無について検討する。

2 本件対象文書の保有の有無について

(1) 当審査会事務局職員をして、諮問庁に対し、本件対象文書の保有に係る詳細な説明を求めさせたところ、諮問庁は、おおむね以下のとおり説明する。

ア 本件対象文書を特定するに当たり、審査請求人に対し、「営利法人等に転換した法人が営利法人等に転換するに当たって文部科学省に提出した計画書」が請求文書に該当することをメールにて確認した。

イ 上記アの確認後、文部科学省の情報公開窓口から過去に公益法人を所管していた文部科学省内の各部局に対して、「公益法人が営利法人等へ転換した事例の有無」及び「事例があれば、本件対象文書の保有の有無」を照会したところ、いずれの部局においても転換した事例はなく、念のため執務室内、書庫及び共有ドライブを対象に探索したが、本件対象文書は保有していないとの回答であった。

ウ さらに、「公益法人に関する年次報告」及び「特例民法法人に関する年次報告」を用いて文部科学省が所管していた公益法人の中に、営利法人等へ転換したものがないことについて確認した。

(2) 本件対象文書を保有していないとする上記の諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められず、これを覆すに足りる特段の事情も認められない。

したがって、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められない。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件不開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、これを保有していないとして不開示とした決定については、文部科学省において本件対象文書を保有しているとは認められず、妥当であると判断した。

(第5部会)

委員 南野 聡, 委員 泉本小夜子, 委員 山本隆司